

## 参考資料1 改善基準告示の見直しの方向性について(ハイヤー・タクシー)

第8回 労働政策審議会労働条件分科会  
自動車運転者労働時間等専門委員会

厚生労働省 労働基準局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 1か月の拘束時間について

## 現行

### 【日勤】

- ▷ 1か月についての拘束時間は、299時間を超えないものとする。

### 【隔勤】

- ▷ 1か月についての拘束時間は、262時間を超えないものとする。
- ▷ 地域的事情その他の特別の事情がある場合において、労使協定により、年間6か月まで、1か月の拘束時間を270時間まで延長することができる。

## 案

### 【日勤】

- ▷ 1か月についての拘束時間は、288時間を超えないものとする。

### 【隔勤】

- ▷ (現行どおり)

# 1日及び2暦日の拘束時間、休息期間について

## 現行

### 【日勤】

- ▷ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とする。
- ▷ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えるものとする。

### 【隔勤】

- ▷ 2暦日についての拘束時間は、21時間を超えないものとする。
- ▷ 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えるものとする。

## 案

### 【日勤】

- ▷ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とする。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数(※)をできるだけ少なくするよう努めるものとする。  
(※) 通達において、「1週間について3回以内」を目安として示すこととする。
- ▷ 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

### 【隔勤】

- ▷ 2暦日についての拘束時間は、22時間を超えないものとし、この場合において、2回の隔日勤務(始業及び終業の時刻が同一の日に属しない業務)を平均し隔日勤務1回当たり21時間を超えないものとする(※)。
- ▷ 勤務終了後、継続24時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続22時間を下回らないものとする。  
(※) 特定の隔日勤務の拘束時間について、その前の隔日勤務との平均拘束時間と、その次の隔日勤務との平均拘束時間のいずれもが21時間を超えた場合は違反と判断される。

# (日勤) 車庫待ち等の自動車運転者について

## 現行

- ▷ 車庫待ち等（顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態）の自動車運転者（※）については、労使協定により、1か月の拘束時間を322時間まで延長することができる。

（※） 車庫待ち等の自動車運転者とは、常態として車庫待ち、駅待ちの形態によって就労する自動車運転者であり、原則として人口30万人程度以上の都市においては、「車庫待ち、駅待ち等」に該当しない実態にあるものと考えられるが、人口の多少のみによって一律に判断することなく、次の各項目を満たす場合には、「車庫待ち、駅待ち等」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ア 営業区域が広く、一旦出庫すると途中帰庫の機会がなく、勤務時間のほとんどについて「流し」営業を行っている実態でないこと。

イ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること。

ウ 休憩時間は、原則として事業場内における休憩が確保される実態であること。

- ▷ 車庫待ち等の自動車運転者については、次に掲げる要件を満たす場合、1日の拘束時間を24時間まで延長することができる。
  - ア 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。
  - イ 1日の拘束時間が16時間を超える回数が1か月について7回以内であること。
  - ウ 1日の拘束時間が18時間を超える場合には、夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること。

## 案

- ▷ 車庫待ち等（顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態）の自動車運転者については、労使協定により、1か月の拘束時間を300時間まで延長することができることとする。
- ▷ なお、車庫待ち等の自動車運転者とは、常態として車庫待ち、駅待ち形態によって就労する自動車運転者であり、就労形態について以下の基準を満たす場合には、車庫待ち等に該当するものとして取り扱って差し支えないこととする。
  - ア 事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと。
  - イ 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態でないこと。
  - ウ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること。
  - エ 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること。
- ▷ （現行どおり）

# (隔勤) 車庫待ち等の自動車運転者について

## 現行

- ▷ 車庫待ち等の自動車運転者については、労使協定により、1か月の拘束時間を270時間まで延長することができる。
- ▷ 車庫待ち等の自動車運転者については、次に掲げる要件を満たす場合、1か月の拘束時間については上記の時間に20時間を加えた時間まで、2暦日の拘束時間については24時間まで延長することができる。
  - ア 夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること。
  - イ 2暦日の拘束時間を24時間まで延長するのは、1か月7回以内とすること。

## 案

- ▷ (現行どおり)
- ▷ 車庫待ち等の自動車運転者については、次に掲げる要件を満たす場合、1か月の拘束時間については上記の時間に10時間を加えた時間まで、2暦日の拘束時間については24時間まで延長することができることとする。
  - ア 夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること。
  - イ 2暦日の拘束時間を24時間まで延長するのは、1か月7回以内とすること。

# 例外的な取扱いについて

## 案

※ 例外的な取扱いは全て新設

### 【予期し得ない事象に遭遇した場合】

- ▷ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日または2暦日の拘束時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。ただし、対応に要した時間を含めて算出した時間が1日または2暦日の拘束時間の限度を超えた場合には、勤務終了後、1日の勤務の場合には継続11時間以上、2暦日の勤務の場合には継続24時間以上の休息期間を与えるものとする。

(具体的な事由)

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

### 【適用除外業務】

- ▷ 改善基準告示の適用除外業務に、「一般乗用旅客自動車運送事業」において、災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務を加えることとする。

# ハイヤーについて

## 現行

- ▷ 時間外労働協定の延長時間については、1か月50時間、3か月140時間、1年間450時間の目安時間の範囲とするよう努めることとする。
  - ▷ ただし、あらかじめ、目安時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、目安時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときに限り、所定の手続きを経て、目安時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合は、この限りでない。
- ▷ 疲労回復を図る観点から、継続4時間以上の睡眠時間を確保するため少なくとも6時間程度は次の勤務に就かせないものとする。

## 案

※ ハイヤーは全て改正

- ▷ ハイヤー（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であって、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるもの）に乗務する自動車運転者の時間外労働協定の延長時間は、1か月45時間、1年360時間を限度とし、臨時的特別な事情がある場合であっても、1年について960時間を超えないものとし、労働時間を延長することができる時間数又は労働させることができる休日の時間数をできる限り少なくするよう努めるものとする。
- ▷ なお、必要な睡眠時間が確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えるものとする。